

～申請書を提出する前に各自確認をお願いします～

不備がある場合、申請書を受け付けることができません。

山形県若者定着奨学金返還支援事業
チェック表① 助成対象者認定申請書に係る提出書類

	提出する書類・内容	チェック
1	<input type="checkbox"/> 助成対象者認定申請書（様式第1号） 記載漏れ等ありませんか？	
2	<input type="checkbox"/> 高校等の卒業証明書または卒業証書の写し 県内高校の卒業者か確認するために提出していただくものです。	
3	<input type="checkbox"/> 大学等の卒業証明書または卒業証書の写し 大学等を卒業しているか確認するために提出していただくものです。	
4	<input type="checkbox"/> 住民票（マイナンバーの記載のないもの） ※県内居住から3年を経過した日以降に取得したもの 県内に3年間居住しているか確認するために提出していただくものです。	
5	<input type="checkbox"/> 在職証明書（様式第2号）…全員 ※県内就業が通算して3年を経過した日以降に、現在の就業先から証明されたもの 個人事業主の場合は在職証明書の代わりに以下を提出してください。 <input type="checkbox"/> 前年の確定申告書の写し	
	<input type="checkbox"/> 職務履歴書（様式第3号）…該当者（転職の経歴がある者または助成候補者認定取消の猶予を受けていた者） 該当者は在職証明書と一緒に職務履歴書も提出してください。就業期間が通算して3年を経過しているか必ず確認してください。	
6	<input type="checkbox"/> 奨学金返還証明書（県内居住・就業から3年経過後に発行されたもの） 奨学金の返還残額を確認するために提出していただくものです。 奨学金の貸与機関から発行してもらうものになります。	
7	その他 <input type="checkbox"/> 返還期限の猶予に係る書類 <input type="checkbox"/> 減額返還に係る書類 等 返還期限の延期や毎月の返還額を減額して返還している方はこちらも提出してください。	

提出先：山形県 商工産業政策課 地域産業振興室 ☎023-630-2691
(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)
※応募した市町村ではありません。

～申請書を提出する前に各自確認をお願いします～

不備がある場合、申請書を受け付けることができません。

山形県若者定着奨学金返還支援事業

チェック表② 補助金交付申請書に係る提出書類

	提出する書類・内容	チェック
1	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第6号）	
2	<input type="checkbox"/> 奨学金返還証明書（県内居住・就業から3年経過後に発行されたもの） 奨学金の返還残額を確認するために提出していただくものです。 助成対象者認定申請で提出したものの写しでもかまいません。	
3	<input type="checkbox"/> 補助金の支払に係る承諾書（様式第7号）	
4	<input type="checkbox"/> 口座申出書（※本人名義の口座でないとお支払いできません。） 補助金は原則的に奨学金の貸与機関に支払いますが、支払時において、奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、その差額を本人の口座にお支払いします。	
5	<input type="checkbox"/> 山形県若者定着奨学金返還支援事業アンケート 今後の事業の参考にしたいと思いますので、アンケートを記載していただき送付くださるようお願いします。	

提出先：山形県 商工産業政策課 地域産業振興室 ☎023-630-2691

（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

※応募した市町村ではありません。